

平成29年度わかやま“和み”暮らし現地体験会実施事業に係る 企画提案プロポーザル公募要領

和歌山県では、わかやまへの移住に関心のある主に首都圏及び関西圏の都市部在住の方を対象にしたわかやま“和み”暮らしを体験する現地体験会を開催し、わかやまの魅力の発信と移住への動機付けを図り、本県への移住を促進します。

ついては、これらの事業を効率的・効果的に行うため、事業を実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、民間団体等という。）を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

平成29年度わかやま“和み”暮らし現地体験会実施事業

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

(3) 提案限度額

金19,979千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度額を超える提案については、無効とします。

(4) 契約期間

契約締結日（平成29年4月1日以降）から平成30年3月31日まで

2 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（1）から（6）までの全ての要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。

(4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(6) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

3 スケジュール

項目	日程
募集要領等に関する質問 受付	平成29年3月2日（木）まで
質問回答	平成29年3月6日（月）まで
プロポーザル応募表明	平成29年3月7日（火）まで
企画提案書類提出受付	平成29年3月8日（水）～3月16日（木）必着
プロポーザル審査委員会	平成29年3月21日（火）～3月28日（火）の うち1日
審査結果の通知	審査委員会の翌日以降速やかに行います

4 質問

プロポーザルの参加にあたり、質問事項がある場合は、質問票（様式8）を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。

(1) 受付期限 平成29年3月2日（木）まで

(2) 受付曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）

(3) 受付時間 9時から17時まで

(4) 提出方法

FAXにより上記の受付期限及び受付時間内に提出してください。

073-441-2939

(5) 回答

質問に対する回答は、平成29年3月6日（月）までに、和歌山県ホームページにて公開します。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

5 プロポーザルへの応募表明

プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式9）を提出してください。

(1) 提出期限 平成29年3月7日（火）まで

(2) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）

(3) 提出時間 9時から17時まで

(4) 提出場所 和歌山県企画部地域振興局過疎対策課（県庁本館4階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

(5) 提出方法

持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

なお、郵送にて提出をした場合は、受領確認を過疎対策課あてに電話にて行ってください。

(6) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式10）を上記5（4）あてに提出してください。

6 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる書類①～⑫を全て提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑫の提出を省略することができます。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙）を参照してください。

- ① 応募申請書（様式1）・・・1部
- ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）・・・1部
- ③ 企画提案書（様式3）・・・正1部、副（写し）5部
- ④ 見積書（様式4）・・・正1部、副（写し）5部
- ⑤ 団体の概要に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑥ 役員等に関する調書（様式6）・・・1部
- ⑦ 団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類・・・1部
- ⑧ 団体の事業計画書及び収支予算書・・・1部
- ⑨ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑩ 印鑑証明・・・1部
- ⑪ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書・・・1部
- ⑫ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書・・・1部
- ⑬ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式7）・・・1部

ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

- (2) 提出期限 平成29年3月8日（水）から3月16日（木）まで
- (3) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）
- (4) 提出時間 9時から17時まで
- (5) 提出場所

和歌山県企画部地域振興局過疎対策課（県庁本館 4 階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

（6）提出方法

過疎対策課まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

なお、郵送にて提出をした場合は、受領確認を過疎対策課あてに電話にて行ってください。

7 参加に際しての注意事項

（1）欠格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（2）無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1（3）提案限度額を超えた見積額を提示した場合

（3）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

（4）複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

（5）提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

（6）返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（7）費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者

の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

8 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

県が別に定める委員により組織された「平成29年度わかやま“和み”暮らし現地体験会実施事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行います。

なお、審査委員会では、(3)審査項目に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

(2) 審査委員会

① 実施日：平成29年3月21日（火）～3月28日（火）のうち1日

② 実施時間：別途通知します。

③ 実施場所：別途通知します。

④ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）：

プレゼンテーション 15分以内

審査委員からの質疑 15分程度

⑤ 注意事項：

- ・ 実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・ プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

- ・ 指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- ・ 指定時間に遅刻（10分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

（3）審査項目及び評価内容

①実施計画

- ・ 基本方針：県や市町村の移住推進の取組への理解、全国の状況把握
- ・ 内 容：移住の動機付け、都市住民への訴求力、事業後の展開 等

②実施体制

- ・ 実施体制：業務遂行能力の有無、責任者の配置 （※）
- ・ 事業費：積算の妥当性 等

（※）旅行業法に基づく登録を受けていることが望ましい。

（4）最優秀提案者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

（5）審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を和歌山県ホームページにて委託候補者の名称を公表します。

- ① 最優秀提案者（委託候補者）の名称及び評価点
- ② 最優秀提案者の選定理由

10 委託契約について

審査委員会で選定された最優秀提案者を委託候補者とし、条件等を協議の上、仕様書（案）の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

1 1 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として県に帰属することになります。

1 2 契約の締結と関係予算の成立

この企画提案プロポーザルによる契約の締結は、平成29年度和歌山県一般会計予算の成立後に行うものとします。当該契約に係る必要な予算が成立しない場合には、当該企画提案プロポーザルは無効になります。

1 3 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県企画部地域振興局過疎対策課（担当者：萩）

TEL：073-441-2930

FAX：073-441-2939